

# 農地の売買・転用には許可が必要です！

～自分の土地でも勝手に転用できません～

農業委員会では、無断転用の防止や遊休農地の確認をするために、毎年農地パトロールを実施しています



農地は、住宅の敷地等とは異なり、それ自体が生産力を持つものであり、農業における基本的な生産基盤です。食料の安定的な供給を図るためには、優良農地の確保と、それを最大限効率的に利用する必要があります。このため、農地の売買や転用等には農地法で厳しい規制が設けられています。

## ◆農業委員会からの許可を受けましょう

次のいずれかを行う場合には、事前に農地法に基づく農業委員会の許可を受けなければなりません。

- ☑新たに耕作するために、農地を売買・贈与・賃貸借する場合
- ☑自分が所有している農地を、農地以外として利用（農地転用）する場合
- ☑農地転用する目的で、農地を買ったり、借りたりする場合

農地の中でも農業振興地域「農用地区域」に指定されている農地を、農地以外の目的で利用される場合は、農振除外の申請手続きが必要となります。この場合、受付から除外決定までの期間は最短でも半年程度かかり、さらに、除外後、農地転用の手続きも必要となりますので、事業計画には十分に余裕をもってください。

## ◆無断転用等には厳しい罰則があります

許可なく転用等を行うと工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあり、従わない場合、3年以下の懲役または300万円以下（法人にあっては1億円以下）の罰金という厳しい罰則の適用もあるため、十分に注意してください。

## ◆農地を相続したら

相続等によって農地を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会へ届け出なければなりません。届け出は、農地の取得日からおおむね10ヵ月以内に行ってください。

## ◆農地を適正に利用管理しましょう

農業委員会では毎年農地の利用状況を調査し、遊休農地と判断された農地の所有者等に対して、自ら耕作するか、他者へ貸付するか等の意向調査を行います。意向調査後、6ヵ月を過ぎても、農業上の利用が図られないときには、農地の所有者等へ、遊休農地について農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。

## 空き家と一緒に農地を「売りたい・貸したい」「買いたい・借りたい」人へ

耕作目的で農地の売買・贈与・賃貸借等を行う場合は、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。その許可要件のひとつに、許可後の耕作面積が「30アール以上になること」という規定がありますが、農地利用を推進するために、令和2年より「空き家に付随する農地」の取得等について、特例要件を設けました。

### 「空き家に付随する農地」の取得等について、下限面積要件を0.01アールまで引き下げました

郡上市では令和2年から、遊休農地等の有効利用と移住定住の促進を目的として、空き家に付随している農地について、一定の条件を満たす場合に、農地法（3条）による下限面積を30アールから0.01アールまで引き下げ、面積が小さい農地でも取得・借用できるようになりました。

### 空き家に付随する農地として認められる条件

取得・借用しようとする空き家が「郡上市空き家バンク」に登録されていること。  
郡上市農業委員会総会にて、空き家に付随する農地として議決されること。



問 郡上市農業委員会事務局（農林水産部農務水産課内）または各振興事務所振興課

☎ 67-1835